

第6部

お金のことについて



1 医療費の負担を減らしたい

治療のため医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。

【1】高額療養費制度

長期にわたるがんの治療は予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあります。

公的保険制度には、高額療養費制度があり一定の自己負担額までの支払いで済むようになっています。

ア.70歳未満の方

いったん医療機関で3割の支払いをし、後日保険者に申請すれば、自己負担限度額を超えた分については、払い戻しが受けられます。

ただし、あらかじめ加入している健康保険の保険者から「(高額療養費)限度額適用認定証」を交付してもらい、医療機関に提示すれば、自己負担額のみで済みますので、早めの手続きをお勧めします。

イ.70歳以上の方

その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれば、高額療養費制度を利用することができます。「高齢受給者証」又は「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、窓口での支払いを限度額までにとどめることができます。

ただし、低所得者(市町村民税非課税世帯)の方は、あらかじめ加入している保険者より「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付してもらう必要があり、認定証を医療機関で提示することにより、支払額を自己負担限度額までにすることができます。また、入院時食事代も一食あたり460円から210円に減額されます。

高額療養費制度の問い合わせ先

高額療養費制度の問い合わせ先については加入している保険者で問い合わせ先が異なります。

医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員及びその扶養家族	各健康保険組合 担当窓口
	全国健康保険協会 管掌健康保険 (協会けんぽ)	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員及びその扶養家族	全国健康保険協会 愛知支部 TEL:052-856-1490
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人	市区町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く人	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政職員、私立学校教職員	各共済組合担当窓口
船員保険		一定基準以上の客船・貨物船の船員	全国健康保険協会船員保険部 TEL:0570-300-800または TEL:03-6862-3060
後期高齢者医療 広域連合		75歳以上の方または65歳以上75歳未満で一定の障害のある方	市区町村の担当窓口 愛知県後期高齢者医療 広域連合

自己負担限度額(70歳未満の方)

区分	所得	ひと月の上限額(世帯ごと)※1	多数該当 ※2
ア	標準報酬月額83万円以上の方 報酬月額81万円以上の方	252,600円+ (総医療費※3-842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円~79万円の方 報酬月額51万円5千円以上~ 81万円未満の方	167,400円+ (総医療費※3-558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円~50万円の方 報酬月額27万円以上~ 51万円5千円未満の方	80,100円+ (総医療費※3-267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下の方 報酬月額27万円未満の方	57,600円	44,400円
オ	被保険者が市区町村民税の 非課税者等	35,400円	24,600円

※1 ・ここでいう世帯とは、同じ保険に加入されている方を指します。

- ・医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、入院・外来それぞれに分けて計算します。
- ・同一の医療機関などにおける自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関などにおける自己負担(21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

※2 診療を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

自己負担限度額(70歳以上の方)

被保険者の所得区分		ひと月の上限額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯) ^{※1}
①現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1% 【多数該当:140,100円】	
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万円～79万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1% 【多数該当:93,000円】	
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万円～50万円で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円】	
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 【多数該当:44,400円】
③低所得者	Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(※3)		15,000円

※1 ここでいう世帯とは、同じ保険に加入されている方を指します。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※3 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

【2】障害者医療費助成制度

心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。

対象者 (右のいずれかに) 該当する方	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者1級～3級の方(腎機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象)●IQ50以下の方●自閉症症状群と診断されている方●市町村によっては対象者を拡大しているところがあります。
適用条件	名古屋市については、所得制限があります。
問い合わせ先	各市区町村福祉医療担当課など

【3】ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の方が病院などで受診したとき、医療費の自己負担額を助成する制度です。ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図り、適切な医療を確保することを目的として県内の各市町村において実施されています。

対象者	<ul style="list-style-type: none">●ひとり親家庭の18歳以下の児童とその児童を扶養している母又は父●両親のいない18歳以下の児童
適用条件	一定額以上の所得がある場合、所得制限があります。
問い合わせ先	各市区町村福祉医療担当課など



2 生活に関わる支援を受けたい

療養のために働けないことで収入が減少したり、治療のため医療費が高額になったり、経済的に不安がある場合、次のような制度を利用することができます。

【1】傷病手当金

被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主(会社)から給与を受けられない場合に支給されます(標準報酬日額の3分の2)。支給期間は支給を開始した日から通算して1年6か月間です。

対象者	傷病手当金を受けるためには、次の4つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 病気やけがで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続(待機期間という)して仕事を休んでいること。 (4) 給与の支払いがないこと。 (ただし、給与が一部だけ支給されている場合は、傷病手当金から給与支給分を減額して支給されます。)
手続き	担当医師の証明と事業主(会社)の証明が必要になります。
問い合わせ先	全国健康保険協会支部、健康保険組合、共済組合

(注) 国民健康保険にはこの制度はありません。(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は除く)

【2】生活福祉資金の貸付

一定の所得額以下の世帯や障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯などに対して、民生委員の生活援助指導のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。

対象世帯	●一定の所得額以下(概ね市町民税非課税程度)の世帯。 ●日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯。 ●身体障害、知的障害または精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯。
利用条件	愛知県内に住民登録していること。 ●貸付を受ける資金によって利用条件が異なります。 (詳しくは、各市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。)
問い合わせ先	各市区町村社会福祉協議会

【3】生活保護

国で保障する最低生活費に対し、収入(年金や給与など)が満たない場合、足りない分を扶助する制度です。ただし、利用する資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

細かい基準がありますので、市区町村の生活保護担当窓口にご相談ください。

【4】医療費の控除

本人または家族(税法では、「生計を一にする親族」といいます)が、1年間(1月1日～12月31日)で、10万円を超える医療費を支払った場合、確定申告により、税金が還付されます。

控除額の計算方法	その年に支払った医療費から「保険金で補てんされる金額」を差し引きます。 そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度200万円と定められています。
申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">● 給与所得の源泉徴収票● 確定申告書AまたはB● マイナンバーカード● マイナンバーカードを持っていない場合<ul style="list-style-type: none">① 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写し等のうち1つ② 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カード等のうち1つ● 医療費控除の明細書● 医療費を補てんするものの書類● 印鑑● 銀行口座番号
申告時期	医療費を支払った年の翌年1月1日から5年間
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署

3 その他制度について知りたい

病気やけがのために一定の障害が生じた場合に受けることができる制度があります。

【1】障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門(永久)や喉頭を摘出した方や日常生活で介助が不可欠だったり、生活や仕事に著しい制限を受けることになった方が受給できる場合があります。

対象者	障害年金を受けるためには、次の3つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 障害の原因となった傷病の初診日が国民年金・厚生年金保険の被保険者期間中にあること。 (2) 初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されていること。 (3) 障害認定日 ^(※) において、障害の程度が政令に定められた一定の基準以上の状態であること。 ※障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合には治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む)
手続き	担当医の診断書が必要となります。
問い合わせ先	市区町村の年金課、年金事務所、共済組合

【2】身体障害者手帳

病気やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができます。自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートステイなどのサービスを利用することができます(障害の程度によって、受けられるサービスは異なります)。等級によっては、医療費の助成の対象となります。

対象者	身体障害者福祉法に定める身体上の障害のある方が対象となります。詳細については、各市区町村にお問い合わせください。 【障害の種類】(いずれも一定以上で継続することが条件となります。) ●視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由 など
手続き	身体障害者手帳指定医の診断書が必要となります。
問い合わせ先	各市区町村福祉担当課